

中野区地域猫共生推進員制度の導入について

1 概要

区はこれまで、「飼い主のいない猫対策事業」として、猫の管理が地域の相互理解のもとに適正に行われるよう、平成26年度より町会・自治会を対象とする「飼い主のいない猫の管理事業における助成金制度」を開始し、令和5年度で10年目を迎える。

令和5年度から新たな事業として「地域猫共生推進員制度(案)」を立ち上げ、これまで助成金の対象外であった個人ボランティアに対しての助成を行う。

2 中野区地域猫共生推進員制度の内容

区が実施する講習会を受講後、地域猫共生推進員として登録される。推進員は区のガイドラインに沿って活動範囲を限定し、地域猫として適正に管理する。区は推進員が管理する地域猫をデータ化し、適正飼養や普及啓発活動に活用する。

3 助成対象

不妊・去勢手術及び識別措置に関する経費

区の定める「手術における実施基準」を満たす手術を対象とし、1頭あたりの助成限度額は、メス2万円(妊娠中を含む)、オス1万円(共に税込)とする。(公社)東京都獣医師会中野支部加盟の動物病院で手術を実施)

4 今後の予定

令和5年4月	区報及び区ホームページで周知
令和5年6月	講習会実施
令和5年8月	事業開始